

Discussion Paper No. 999

最低賃金の変化が就業と貧困に与える影響

明坂 弥香
伊藤 由樹子
大竹 文雄

April 2017

The Institute of Social and Economic Research
Osaka University
6-1 Mihogaoka, Ibaraki, Osaka 567-0047, Japan

最低賃金の変化が就業と貧困に与える影響

2017年4月24日

明坂弥香¹ 伊藤由樹子² 大竹文雄³

要約

本研究では、『就業構造基本調査』の個票データを用いて、最低賃金が就業と貧困に与える影響について分析を行った。

最低賃金の引き上げが就業に与える影響はつぎの3点にまとめられる。(1) 15歳から19歳の男性就業率を低下させる。(2) 50歳以上の労働者では雇用就業率を低下させ、自営業・内職就業率を上昇させる。(3) 多くの労働者の労働時間を減少させる。一方、最低賃金が貧困に与える影響として、第1に最低賃金で働いている労働者のうち貧困ラインを下回るものは貧困者のうち約15%にすぎないこと、第2に、最低賃金を引き上げると貧困率を上昇させることを明らかにした。

キーワード：最低賃金、就業、貧困

JEL classification：J23, J38, I32

¹大阪大学大学院経済学研究科 博士後期課程・大阪大学社会経済研究所 特任研究員
mika.akesaka@gmail.com

²日本経済研究センター研究本部副本部長兼主任研究員 ito@jcer.or.jp

³大阪大学社会経済研究所 教授 ohtake@iser.osaka-u.ac.jp

I. はじめに

本稿では、最低賃金の引き上げが、人々の就業に与える影響と貧困に与える影響について実証的に明らかにする。日本の最低賃金制度は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」（最低賃金法第1条）を目的としている。最低賃金とは、使用者が労働者に対し、国が定めた賃金の最低額を支払わなければならないとする制度である。

日本の労働者のほとんどは、地域別最低賃金の対象となっており、地域別最低賃金の水準は、「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して」決定される（最低賃金法第9条第二項）。そして、2007年11月の改定により「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」という条文が追加された（最低賃金法第9条第三項）。つまり、貧困対策としてもともと存在していた生活保護水準を超える水準を最低賃金の設定において考慮するように、明記された。この後、生活保護水準より最低賃金が低かった都市部を中心に最低賃金の引き上げが続いた。また、2012年以降では、最低賃金引き上げの理由に、女性や高齢者の労働供給を促進するというものも入れられるようになった。

このように日本の近年の最低賃金の引き上げは、貧困対策および就業率向上を目的に行われてきた。しかしながら、最低賃金引き上げがそれらの政策目標を達成する手段として有効か否かについては、経済理論的にははっきりしていない。

労働市場が競争的な場合、最低賃金の引き上げは雇用喪失効果を持つと考えられている。競争的な市場において、企業は労働の限界価値生産性と賃金率が等しくなるように雇用量を決定する。この時、最低賃金が競争的市場で決定される賃金を上回る値に設定されると、賃金が限界価値生産性を上回り、企業は雇用量を削減することで限界生産性を上昇させて対応する。しかし、労働市場が競争的ではなく買い手独占の場合には、最低賃金の引き上げが雇用を増加させることが知られている。買い手独占にある企業は、労働供給曲線が右上りであることを前提に雇用量を定める。つまり、雇用を増やすと賃金が上昇することを考慮して雇用量を定める。その結果、買い手独占の企業は、競争的労働市場よりも少ない雇用量で生産活動を行う。競争的労働市場では、限界価値生産性と賃金が等しくなっているが、買い手独占の場合は、それより少ない雇用量で生産を行うので限界価値生産性は競争的労働市場よりも高くなる一方で、労働者にはその雇用量における労働供給曲線上の賃金（留保賃金）が払われる。買い手独占では、賃金は限界価値生産性よりも低くなっている。この状況で、買い手独占の賃金よりも最低賃金が高くなると、企業は買い手独占の雇用量のまま最低賃金を支払うよりも、最低賃金で働きたいと希望する労働者を雇い入れることで利潤を高くすることができる。つまり、買い手独占においては、最低賃金を高め

ると、労働供給曲線上で雇用量が決定するので、賃金上昇とともに雇用量が増加するのである。

最低賃金が雇用に与える影響は、アメリカを中心に多くの研究が蓄積されてきた。Brown (1988)や Brown et al. (1982)の展望論文では、最低賃金を 10%引き上げると 10 代の雇用量を 1~3%引き下げる影響を持つということで研究結果は一致していたと報告されている。しかし、Card and Krueger (1995) は、競争的な労働市場を前提とした従来の分析を批判し、買い手独占の労働市場における理論的予測と整合的な実証結果を自然実験による差の差の分析手法を用いて示した。その後、最低賃金が雇用へ与える影響について、多くの議論が繰り返されてきたが、まだ実証的には決着がついたとは言えない状況にある (Neumark and Wascher (2008))。

日本の最低賃金が雇用に与える影響を分析した研究としては、Kawaguchi and Yamada (2007)や Kawaguchi and Mori (2009)がある。これらの研究では、共通して、日本の最低賃金の引き上げが、雇用喪失を招いていることを明らかにしている。最低賃金の引き上げは、最低賃金制度の適用を受ける部門における雇用減少とともに、自営業のように最低賃金の適用を受けない部門での就業を増やす可能性も指摘されている。例えば、Yamada (2016) は、インドネシアにおける最低賃金引き上げの影響を分析し、最低賃金を引き上げると、最低賃金に影響を受けるフォーマル部門の雇用量が減少すると同時に、最低賃金の効力が届かないインフォーマル部門に就く労働者の割合が増加することを明らかにした。

最低賃金が貧困対策として有効に機能しているかどうかを検討するためには、就業率や雇用率の変化だけではなく、世帯レベルの所得への影響を分析する必要がある。実際、Stigler(1946)は最低賃金の貧困対策としての有効性について疑問視している。その理由として、最低賃金の引き上げは非熟練労働者の雇用量を減少させる可能性があること、最低賃金労働者が必ずしも貧困家庭に属しているわけではないことがあげられている。

アメリカでは最低賃金労働者の多くが貧困家計に属していないことは Card and Krueger (1995), Neumark and Wascher (2008) といった実証研究によって明らかにされている。日本でも、Kawaguchi and Mori (2009)によれば最低賃金労働者の約半数は 500 万円以上世帯に属している。Neumark and Wascher (2005)および Dube (2017)は、最低賃金の引き上げによって、人々の貧困状態がどのように変化するかを推定している。いずれもアメリカを対象にした研究であるが、前者は、最低賃金の引き上げが法定貧困線以下、またはその周辺の所得世帯を増加させるという結果を報告している一方で、後者は、法定貧困ラインの 50%,75%,100%以下である所得世帯の割合を低下させるとの相反する結果を報告している。

本稿では、1992・1997・2002・2007・2012 年の『就業構造基本調査』を利用し、日本の最低賃金の引き上げが就業と貧困に与える影響について分析を行った。本稿の貢献の一つは、就業率に留まらず、最低賃金の引き上げによって人々の就業状態がどのように変化するかを明らかにしたことである。第一に、最低賃金の引き上げが人々の就業（働いて

いるか否か) に与える影響を見てみると、10代男性の就業率の低下が見られる。しかし、他の年齢グループでは統計的に有意な影響は見られなかった。第二に、人々の就業状態について、雇用就業と自営業及び内職就業の二つに分けて影響の分析を行った。すると、最低賃金の引き上げによって10代男性だけでなく、50代以上の男女の雇用就業率も低下していることが明らかになった。50代以上では雇用就業率の低下と同時に、自営業及び内職就業率が増加していた。これは、最低賃金の引き上げによって失職した雇用就業者が、収入を確保するために、最低賃金の対象とならない自営業及び内職に労働移動したために生じたと考えられる。結果として、就業率の変化として表れないものの、最低賃金が労働者の職の安定性を減らした可能性を示している。第三に、雇用就業している労働者の労働時間(インテンシブ・マージンでの変化)に注目すると、就業率には変化の見られなかった年齢グループにおいても、最低賃金の引き上げによって就業時間が短くなっていることが明らかになった。本稿ではさらに、最低賃金の貧困対策としての働きにも着目している。本稿の貢献の二つ目は、貧困状態について、相対的貧困と絶対的貧困の2種類で貧困状態を定義し、その影響について分析している点である。その結果、2012年では最低賃金労働者のうち、貧困ラインを下回る世帯に属しているのは約15%であること、相対的貧困・絶対的貧困のいずれの定義でも、最低賃金の引き上げが貧困ラインを下回る人々の割合を増加させることが示された。

以下、本稿は、II. データ、III. 分析方法、IV. 就業への影響の推定結果、V. 貧困への影響の推定結果、VII. まとめ によって構成される。

II. データ

本稿では、総務省統計局が実施している『就業構造基本調査』を用いる¹。この調査は、全国及び地域別の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的として、5年ごとに、10月1日の状況について世帯を対象に調べている。調査対象は、全世帯から抽出した約44万世帯に住む15歳以上の世帯員であり、毎回約100万人が調査の対象とされる。本稿が分析に用いるのは、『就業構造基本調査』の1992、1997、2002、2007、2012年の5年分の調査データである。『就業構造基本調査』は、各調査で独立にサンプル抽出が行われているため、分析データは逐次クロスセクションデータの形式になっている。このデータから、回答者の居住地、世帯人数、就業状態、職種、個人所得、世帯所得等の情報を得て、分析に利用する。

最低賃金については、1991、1996、2001、2006、2011年に公布された都道府県別最低賃金(地域別最低賃金)の情報を用いた。最低賃金は毎年10月1日～10月中旬の間に更新されるため、『就業構造基本調査』の調査対象日の10月1日には、多くの場合前年度の最低賃金が適用されている。したがって、地域別最低賃金については、『就業構造基本調査』

¹ 総務省統計局『就業構造基本調査』の調査票情報を独自集計したものである。

の調査年の1年前に制定されたものを用いる。本節では以下、(1) 最低賃金労働者の定義、(2) 就業形態の定義、(3) 貧困状態の定義について、説明を行う。

(1) 最低賃金労働者の定義

本分析では、最低賃金の変化による影響を受ける労働者の比率を把握する必要がある。そのため、 t 時点と $t+1$ 時点において、各労働者が最低賃金水準かそれ以下の水準の賃金で雇用されているかどうかを識別しなければならない。

『就業構造基本調査』を用いて最低賃金の分析を行った Kawaguchi and Mori(2009)の手法を用いて、最低賃金の変化に影響を受ける労働者の識別を行う。しかし、『就業構造基本調査』では、各労働者が最低賃金で働いているか否かを厳密に識別することはできない。なぜなら、この調査は、年収、年間労働日数、1週間の労働時間等が階級値で調べられているため、各労働者の時間給を連続変数ではなく区間情報だけが得られるからである。各労働者の時間給が、区間としてしかわからないため、実際にその賃金が最低賃金よりどの程度高かったのか、それとも最低賃金と等しかったのかは正確にはわからないのである。そこで、Kawaguchi and Mori(2009)は、階級値の最小値・最大値を利用し、最大値、最小値という2種類の最低賃金労働者の定義を設けることで対処している。具体的な方法は、以下の通りである。はじめに、居住地域の地域別最低賃金のもとで、回答されている年間労働日数・週間労働時間働いた場合に得られる最低賃金相当の年収額を計算する。前述のように、年間労働日数と週間労働時間は階級値でしか分からないため、階級の最大値、最小値を各々割り当てることで、2種類の最低賃金を計算する²

個人所得に関しても、同様に階級値で報告されているが、ここでは区間最小値を用いることとする³。この時、個人が報告している1年間の所得が、最低賃金年収を下回るならば、その個人を最低賃金労働者と見なす。この時、最低賃金年収においても、最大値と最小値の両方が計算できるため、「最低賃金労働者の割合の最小値」と「最低賃金労働者の割合の最大値」の二つが得られる。

²年間労働日数は、50日未満、50～99日、100～149日、150～199日、200～249日、250日以上、週間労働時間は、15時間未満、15～21時間、22～34時間、35～42時間、43～45時間、46～48時間、49～59時間、60時間以上に区切られている。年間労働日数が、50日未満の場合には1日を最小値、250日以上の場合には260日を最大値とした。同様に、週間労働時間が15時間未満の場合には1時間を最小値、60時間以上の場合には、最大値を80日とした。また、調査期間中に、階級値の区分がより細かく分類されるようになっている。これは、1992年調査の最も大きな区分へと、より細かな区分が分かる他年度の回答を合わせる形で対処している。

³個人所得は、収入なし、50万円未満、50～99万円、100～149万円、150～199万円、200～249万円、250～299万円、300～399万円、400～499万円、500～699万円、700～999万円、1000～1499万円、1500万円以上という区分が設けられている。個人所得も、年間労働日数や週間労働時間と同様に、調査期間中の区分変更があった。こちらも、1992年の調査票の形式に統合することで、対応している。

(2) 就業状態の定義

本稿では、最低賃金が就業状態に与える影響について、就業状態にあるか否かということに加えて、その就業形態に与える影響についても分析する。図1は、本稿で用いる就業状態の定義を図に表したものである。就業について、大きく分けて3つの定義をしている。詳しくは以下の通りである。

第一に、就業形態に関わらず、就業しているか否かによって就業率を定義する。

第二に、雇用就業と自営業及び内職就業とを区別した就業率を定義する。すなわち、就業者の中で、最低賃金法の適用を受ける就業か否かを区別している。本稿が対象にする、地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業所で雇われて働くすべての労働者に適用されるものである。したがって、自営業の場合には最低賃金は適用されない。また、内職の場合には『最低工賃』という別の賃金規定が設けられている⁴。そのため、本稿における最低賃金労働者は雇用就業者のみを対象としており、最低賃金所得以下で働いている場合でも、それが自営業・内職就業者であれば、本稿では最低賃金労働者としてカウントしない。

雇用就業者に加えて自営業・内職就業者を分析の対象としている点が、Kawaguchi and Mori(2009)と異なる点である。彼らの研究では、自営業・内職就業者のように最低賃金の対象外となる職に就いている人々は、分析サンプルから除外されている。就業を雇用就業と自営業・内職就業に区分する理由は、最低賃金の引き上げによる就労形態の変化を探るためである。Yamada(2016)は、最低賃金に影響を受けるフォーマル部門の雇用が減少すると同時に、最低賃金が適用されないか有効ではないインフォーマル部門に就く労働者の割合が増加することをインドネシアのデータで明らかにした。これは、最低賃金の引き上げによって失職した人々が、収入を確保するために、フォーマル部門から自営業等のインフォーマル部門へ移動したものと予想される。あるいは、最低賃金の適用を逃れるために、雇用主が労働者を被雇用者として雇うのではなく、独立請負業などの自営業者として請負契約を結ぶという可能性もある。日本でも、サービス業を中心に独立請負業は増加しているため、最低賃金の引き上げによって、インドネシアと同様の変化が見られる可能性がある。本稿では、日本でも最低賃金引き上げによって、自営業・内職部門へ労働移動が発生しているか否かを検証する。

第三に、雇用就業に関しては労働時間についても分析をするために、労働時間の分類をつぎのように定義した。具体的には、雇用就業者を定期的に就業しているか否か、週15時間以上勤務しているか否か、週22時間以上勤務しているか否か、週35時間以上勤務しているか否かで分類した。『就業構造基本調査』の質問では、定期的に就業している場合に限って、週あたりの労働時間を尋ねる構造になっているため、図1に示したように、週15時

⁴ 『就業構造基本調査』の職業分類において、正職員、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託、その他、会社役員を雇用就業に、自営業（雇人あり）、自営業（雇人なし）、自家営業手伝い、内職を自営業・内職就業へと分類した。

間以上勤務している場合、必ず定期的に就業していることになる。このように、雇用就業による労働時間の変化についても観察する理由は、最低賃金引き上げに直面した雇用主が雇用削減を迫られた場合、労働者数を減らすことで対応する以外に、一人当たりの労働時間を削減することで対応している可能性も考えられるからである。

表 1、表 2 に、最低賃金額と各就業形態の就業者の割合に関する記述統計を示している。表 1 は、性別と年齢ごとに、表 2 は、都道府県ごとに就業率と最低賃金労働者の割合を示している。最低賃金レベルで働いている雇用者の割合は、男女間、年齢グループ間、都道府県間で、異なることが確認できる。最低賃金労働者の割合は、年齢に関わらず女性の方が男性よりも高く、最低賃金労働者の割合が最も低いのは 40 代～50 代の男性である。表 2 には、各都道府県の最低賃金額も掲載しており、1992 年から 2012 年の間に、いずれの都道府県においても最低賃金額の引き上げが行われ、最低賃金労働者の割合は大幅に増加したことが分かる。

(3) 貧困率の定義

本稿では、相対的貧困と絶対的貧困の 2 種類の貧困線を用いて、観察される個人の貧困状態を定義する。相対的貧困とは、国内の中位所得との相対的所得格差に注目する指標である。一方で絶対的貧困とは、当該地域で必要最低限の生活水準を維持するための購買力から定められた貧困指標であり、中・上位の所得分布などの変化からは独立して定められる。

『就業構造基本調査』では、世帯所得についても階級値によって調査がされているので、階級内の所得をどの値にするかを定める必要がある。本稿では、世帯主の年齢・世帯主の所得・家族類型・家族の人数（対数値）・家庭内での労働者の数（対数値）・主な収入の源泉ダミー・都道府県ダミー・都道府県の 40 代男性失業率・都道府県の 40 代男性平均賃金を説明変数として用いた区間回帰分析を行い、その区間別期待値によって各世帯所得を表すものとした

また、就業の定義と違い、貧困状態を定義するにあたっては、子どもが何人いるかが重要な要素となる。『就業構造基本調査』は、15 歳以上の世帯人員に関してしか調査が行われていないが、それぞれの世帯に 15 歳未満の子どもが何人いるかについては、世帯主の回答から知ることができる。そこで本稿では、15 歳未満の子どもの人数分の観測値をサンプルに追加した上で、以下の貧困に関する定義を行っている。

以下、先に説明した世帯所得と世帯人員の情報を用い、相対的貧困、絶対的貧困の程度を測定する方法について説明する。

(3.1) 相対的貧困

相対的貧困は、OECD 基準による相対的貧困の定義に倣う。OECD 基準の貧困線は、等価可処分所得と呼ばれる、「世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得」

の中央値の半分の所得水準によって定義される。(図 2 参照)

ところが、『就業構造基本調査』には、可処分所得に関する質問は無く、税引き前所得についてしか分からない。そこで、本稿では、税引き前所得を世帯人員の平方根で割った税引き前等価所得（以下、等価所得とする）を用いて、貧困線の計算を行った。世帯人員の数や等価所得の中央値を求める際には、各世帯にいる 15 歳未満の子どもの数も考慮している。分析には、等価所得が貧困線以下かどうかというだけでなく、貧困線を基準として、等価所得がどれほどの大きさかという指標を作成して用いる。

$$Relative\ Poverty\ Index = \frac{Equivalence\ Income}{Poverty\ Line} * 100 \quad (1)$$

(3.2) 絶対的貧困

絶対的貧困は、日本の生活保護制度における生活保護基準額を貧困線として定義する⁵。生活保護制度における最低生活費とは、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な費用とされるもので、居住都市の級地・世帯人数によって異なる基準が設けられている。

本稿では、戸室(2013)・戸室(2016)が、1992, 1997, 2002, 2007, 2012 年における最低生活費を都道府県別・世帯人数別に算出した値を利用した。戸室(2013)・戸室(2016)は、1992, 1997, 2002, 2007 年については『被保護者全国一斉調査』を、2012 年については『被保護者調査』をもとに最低生活費を算出している⁶。その内訳は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、一時扶助額の合計値であり、現物給付の医療扶助は含まれていない。最低生活費は、可処分所得、すなわち税引き後の所得を想定して計算されているが、『就業構造基本調査』

⁵ 現在の生活保護基準額が厳密に絶対的な貧困線を示しているとは言えない。1946 年から 1947 年は、世帯人別の標準生計費をもとにする標準生計費方式、1948 年から 1960 年までは、最低生活を営むために必要な品目を積み上げて計算するマーケットバスケット方式、1961 年から 1964 年までは栄養所要量から必要な食品を計算しそのために必要な食費とエンゲル計数から算出するエンゲル方式が取られていた。一方、1965 年から 1983 年までは、一般国民の消費水準の伸び率以上に生活扶助基準を引き上げ、結果的に一般国民と被保護世帯との消費水準の格差を縮小させようとする格差縮小方式、1984 年から 2017 年現在までは、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図るという水準均衡方式がとられている。つまり、現在の生活保護基準は純粋には絶対的な貧困線を意味するのではなく、相対的貧困の性格ももってきている。

⁶ 最低生活費の例：最低生活費は家族数（1 人、2 人、3 人、4 人、5 人以上）と居住地域によって、異なる費用が設定されている。例として、戸室(2016)が集計した、2012 年の青森、東京、大阪、沖縄の最低生活費を次の表に示す。

	1人	2人	3人	4人	5人以上
青森	1,010,666	1,619,448	2,388,773	2,958,985	3,747,707
東京	1,436,799	2,200,874	3,042,087	3,608,207	4,281,457
大阪	1,348,638	2,127,237	3,023,142	3,623,143	4,321,929
沖縄	1,106,331	1,728,430	2,466,091	3,071,737	3,909,299

単位・円

からは税引き前所得に関する情報しか得られないため、世帯所得には税引き前所得を用いている。絶対的貧困でも、相対的貧困の場合と同様に、貧困線を基準として、家計所得がどれほどの大きさを表す指標を作成し、分析に用いる。

$$Absolute\ Poverty\ Index = \frac{Household\ Income}{Minimum\ Cost_{pref,n,family}} * 100 \dots (2)$$

図3は、1992年と2012年の相対的貧困状態と絶対的貧困状態の分布をそれぞれ表したものである。100%は、ちょうど貧困線に相当する所得を表している。1992年と2012年の間で、相対的貧困の割合にほとんど変化は無いが、絶対的貧困の割合が大幅に増加している様子が分かる。図4は、前節で定義した最低賃金労働者にサンプルを限って、図3と同様に貧困状態の分布を表したものである。ここから、1992年では最低賃金労働者のうち、相対的貧困線以下の世帯に属しているのは18.4%、絶対的貧困線以下の世帯に属しているのは7.6%しかいないことが分かる。2012年においても、最低賃金労働者のうち相対的貧困線以下の世帯に属しているのは15.3%、絶対的貧困線以下の世帯に属しているのは14.6%と、最低賃金労働者のうち、貧困世帯に属している者の割合は低いことが分かる。

表3では、こうして定義した、相対的貧困、絶対的貧困に対して、貧困線以下の所得しかない人々が、1992、2002年にどれほどの割合いるのか、都道府県ごとに示している。都道府県によって貧困率は大きく異なる。1992年においては、相対的貧困率が最も高いのは沖縄県の39.3%であり、鹿児島県の28.5%、高知県の23.9%などが続いている。一方、もっとも相対的貧困率が低かったのは神奈川県5.2%であり、富山県の5.7%、埼玉県の5.8%などが続いている。一方、2012年においては相対的貧困率がもっとも高いのは、やはり沖縄県で35.9%、鹿児島県の25.1%、高知県の23.3%と上位県は変わらない。相対的貧困率が低いのは、福井県の9.2%、富山県の9.5%、神奈川県9.6%となっている。

III. 推定方法

『就業構造基本統計調査』は繰り返しクロスセクションデータであるため、同一個人について、最低賃金変更の影響を分析することはできない。そのため、本研究では個人レベルの情報をもとに、最低賃金の影響を受ける比率、雇用率の変化、貧困率の変化などの都道府県レベルのパネルデータを作成して、最低賃金の影響を分析する。具体的には、都道府県レベルのパネルデータを構築し、次のように就業率の変化または貧困率の変化を被説明変数としたモデルを推定する。

$$\Delta E_{i,t}^k = \beta_0^k + \beta_1^k FA_{i,t-5} + \beta_2^k \Delta X_{i,t}^k + Y_t \gamma^k + e_{i,t}^k \dots (3)$$

最低賃金の影響には、Card(1992)の手法と同様に最低賃金水準の変更によって追加的に最低賃金の影響を受ける労働者の割合 ($FA_{i,t-5}$) を用いる。 $FA_{i,t-5}$ は、t-5期において、t-5

期の最低賃金水準は上回る一方、 t 期の最低賃金水準は下回ってしまうような労働者の割合で定義される。つまり、今までの最低賃金水準なら合法であるが、新しい最低賃金水準では違法になるので、 t 期においては賃金引上げか、雇用を失うかどちらかの可能性がある労働者の割合である。このような方法を用いることで、同じ額だけ最低賃金が値上がりした場合でも、各都道府県の賃金水準によって影響を受ける人の割合が異なる状況に対処することができる。その他、コントロール変数として、年ダミー、40代男性の失業率、平均賃金を用いる。これは、最低賃金労働者の割合が観察期間を通して少ない40代の情報を用いることで、最低賃金とは直接関係の無い景気の変動等を制御するためである。また、 $\Delta E_{i,t}^k$ に特定のグループ k の就業率を用いる場合には、グループ k の全人口に占める割合もコントロール変数に加える。

貧困率についても、 $\Delta E_{i,t}^k$ に貧困状態が α %以下の人々の割合の変化を被説明変数とし、就業率と同様のモデルを用いた推定を行う。失業率と貧困率の推定における相違点は、貧困率では15歳未満の子どもの状態についても観察できる点である。

IV. 就業への影響の推定結果

表4から表7が、最低賃金の変化が就業率および雇用就業率に与えた影響の推定結果を表している。表4のPanel Aでは、最低賃金の引き上げが人々の就業率に与えた影響を報告している。15~19歳の年齢グループにおける就業率にのみ、有意に負の影響を与えているが、それ以外の年齢グループでは統計的に有意な変化は見られない。ところが、雇用就業率の変化を報告しているPanel Bの結果を見ると、ここでは15~19歳の年齢グループの他、50代以上の年齢グループでも有意に負の効果がみられる。次にPanel Cから自営業・内職就業率の変化を見ると、50代以上の年齢グループでのみ、統計的に有意な正の効果がみられる。これは、はじめに予想した通り、最低賃金の引き上げによって、失職した人々が、収入を確保するために、自営業や内職へと転職したり、個人事業主として雇い主と契約を結ぶようになったか、企業が雇用契約から個人請負契約に変更したと考えられる。いずれにせよ、最低賃金の引き上げによって、雇用の安定性が失われたと解釈される。既存研究では、最低賃金の引き上げは若者の就労機会を減らすことが指摘されてきたが、日本では、高齢者に統計的に有意な影響を与えていることが明らかになった。表5は、男女にサンプルを分けて、表4と同様の分析を行った結果である。表5によれば、15~19歳の年齢グループにおける就業率の低下は、男性でのみ生じている。一方、50代以上で雇用就業率が低下し、自営業・内職就業率が増加するという傾向は、男女に共通して見られる。

次に、表6から、最低賃金の変化が雇用就業者における就業時間の変化に与えた影響についての推定結果が示されている。全体として、15~19歳及び50代以上の年齢グループにおける労働時間の減少が大きい。しかし、20代および30代という就業率では最低賃金の変化の影響を受けていなかった年齢グループにおいても、最低賃金の上昇によって労働時

間が減少していることが示されている。表 7 に示された男女別の結果を見ると、女性において、定期的に就業している人の割合と、週 22 時間以上就業している人の割合の減少が、特に大きい。ところが、35 時間以上就業している人の割合が、30 代・40 代の女性で増加しており、最低賃金の上昇によって労働時間を減らしている人と増やしている人の二極化が発生していると解釈できる。

V. 貧困への影響の推定結果

表 8 では、相対的貧困及び絶対的貧困の貧困線にあたる所得の、50%以下、100%以下、150%以下の世帯所得の人々の割合がどのように変化したのかを報告している。はじめに、Panel A から子どもから高齢者を含めた全体を対象として変化を見ると、最低賃金の引き上げは、相対的貧困状態への統計的に有意な影響をもたないが、絶対的貧困に対しては統計的に有意な正の影響を与えている。これは、最低賃金引き上げの影響を受ける労働者の割合が多い都道府県ほど、貧困線以下、及び貧困線付近の世帯所得の人々の割合が増えていることを示している。Panel B では 15 歳未満の子どもにサンプルを限定した分析、Panel C では 60 歳以上の高齢者にサンプルを限定した分析を行っている。すると、子どもや高齢者においては、相対的貧困の割合も一部増加している他、絶対的貧困への影響が Panel A で全体への効果を見ていた時より大きくなっている。特に、最低賃金の引き上げが、高齢者の貧困率を引き上げていることがわかる。

次に図 5 および図 6 は、最低賃金の引き上げが所得分布に与える影響を表している。表 8 では、貧困線の 50%以下、100%以下、150%以下の変化についてしか分からなかったが、貧困状態を表す分布を 25%刻み（0 以上 25%未満、25%以上 50%未満等）にし、それぞれの割合がどのように変化したのかを表したものである。これらの図を見ることで、所得分布の中でどのグループが影響を受けたのかがわかる。その結果、最低賃金の引き上げによって、相対的貧困では貧困線のすぐ上の人々の割合は減少し、所得の低いグループと高いグループとへ 2 極化が進んだと解釈できる。一方、絶対的貧困では貧困線の 200%以上の所得の人々の割合が全体的に低下し、それよりも所得の低い階層へと人々が集中してきている。この結果、最低賃金の引き上げによって、平均的には貧しくなるだけではなく、低所得者が増加する形で所得格差は大きくなっている。

V. むすび

本稿では、『就業構造基本統計調査』の個票データを用いて、最低賃金の引き上げによって影響を受けるグループの比率の大小が、その都道府県の就業率や貧困率にどのような影響を与えるかを分析した。

就業への影響は、第 1 に、最低賃金の引き上げが 15 歳から 19 歳の男性就業率を低下さ

せる。第 2 に、50 歳以上の労働者では、最低賃金の引き上げが雇用就業率を低下させ、自営業・内職就業率を上昇させる。第 3 に、就業率に変化が見られなかったグループにおいても、就業時間の減少が見られた。一方、貧困への影響に関する結果は、つぎのとおりである。第一に、2012 年時点では、最低賃金労働者のうち貧困ラインを下回る貧困状態にある者は、相対的貧困・絶対的貧困で、ともに約 15%であり、最低賃金労働者の多数派は貧困世帯に属していない。第 2 に、最低賃金を引き上げると、相対的貧困率・絶対的貧困率の両者とも上昇する。第三に、最低賃金の引き上げは人々の所得を平均的に下げてしまう上に、格差を拡大している。本稿では、最低賃金の引き上げが雇用率に影響するだけでなく、労働時間を減少させることから世帯所得を減少させ、貧困率を引き上げてしまうことを明らかにした。

【参考文献】

- Brown, Charles (1988). “Minimum Wage Laws: Are They Overrated?” *The Journal of Economic Perspectives*, Vol.2, No.3, pp.133-145.
- Brown, Charles, Gilroy Curtis and Andrew Kohen (1982). “The Effect of the Minimum Wage on Employment and Unemployment,” *Journal of Economic Literature*, Vol.20, No.2, pp.487-528.
- Card, David (1992). “Using Regional Variation in Wages to Measure the Effects of the Federal Minimum Wage,” *Industrial and Labor Relations Review*, Vol. 46, No. 1, pp. 22-37.
- Card, David and Alan Krueger (1995). *Myth and Measurement*. Princeton, NJ: Princeton University Press. Cunningham.
- Dube, Arindrajit (2017). “Minimum Wages and the Distribution of Family Incomes,” IZA DP No.10572.
- Kawaguchi, Daiji and Ken Yamada (2007). “The Impact of Minimum Wage on Female Employment in Japan,” *Contemporary Economic Policy*, Vol. 25, No. 1, pp. 107-118.
- Kawaguchi, Daiji and Yuko Mori (2009). “Is Minimum Wage an Effective Anti-Poverty Policy in Japan?” *Pacific Economic Review*, Vol. 14, No. 4, pp. 532-554.
- Neumark, D., M. Schweitzer and W. Wascher (2005). “The Effects of Minimum Wages on the Distribution of Family Incomes: A Nonparametric Analysis,” *The Journal of Human Resources*, Vol. 40, No. 4, pp. 867-894.
- Neumark, D. and W. Wascher (2008). *Minimum Wages*. Cambridge, MA: MIT Press.

Stigler, George (1946). "The Economics of Minimum Wage Legislation," *American Economic Review*, Vol. 36, No. 3, pp. 358-365.

Yamada, Ken (2016). "Tracing the impact of large minimum wage changes on household welfare in Indonesia," *European Economic Review*, Vol.87, pp.287-303.

戸室健作 (2013) 「近年における都道府県別貧困率の推移について—ワーキングプアを中心に」『山形大学紀要 (社会科学)』 43 巻 2 号、35-92 頁。

戸室健作 (2016) 「資料紹介・都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討」『山形大学人文学部研究年報』 第 13 号、33-53 頁。

表 1：記述統計

	1992年									2012年								
	最賃比率		就業率	被雇用	定期就業	週15時間 以上	週22時間 以上	週35時間 以上	最賃比率		就業率	被雇用	定期就業	週15時間 以上	週22時間 以上	週35時間 以上		
	min	max							min	max								
全体	6.5%	10.5%	63.6%	50.8%	48.4%	47.4%	46.0%	42.5%	9.9%	17.2%	58.3%	51.6%	42.2%	41.3%	39.9%	36.4%		
15-19歳	5.7%	8.2%	17.9%	17.3%	15.3%	14.1%	13.1%	11.9%	9.2%	11.7%	15.3%	15.1%	5.7%	5.4%	5.1%	4.3%		
20-24歳	9.4%	16.0%	73.5%	71.0%	67.2%	65.6%	64.1%	61.2%	20.7%	33.3%	64.6%	63.8%	45.6%	44.8%	43.8%	40.6%		
25-29歳	5.2%	9.2%	78.2%	73.1%	71.6%	70.9%	70.0%	67.1%	13.0%	25.9%	81.7%	79.8%	70.3%	69.3%	68.3%	64.3%		
30-39歳	6.6%	11.0%	77.5%	66.4%	64.6%	63.4%	61.7%	57.6%	10.5%	19.8%	80.1%	75.8%	66.2%	65.3%	63.9%	59.6%		
40-49歳	7.9%	13.7%	84.4%	68.1%	65.4%	64.2%	62.0%	56.2%	11.2%	20.8%	82.7%	76.5%	65.7%	64.6%	62.6%	57.3%		
50-59歳	7.3%	11.5%	78.4%	58.6%	55.7%	54.9%	53.4%	49.4%	11.0%	20.1%	80.0%	71.3%	60.8%	59.8%	57.6%	52.4%		
60歳以上	4.4%	6.0%	35.8%	17.9%	15.5%	14.9%	14.1%	12.1%	6.8%	10.3%	31.7%	22.0%	14.7%	13.9%	13.0%	10.7%		
	1992年									2012年								
	最賃比率		就業率	被雇用	定期就業	週15時間 以上	週22時間 以上	週35時間 以上	最賃比率		就業率	被雇用	定期就業	週15時間 以上	週22時間 以上	週35時間 以上		
	min	max							min	max								
男性	3.9%	5.6%	77.5%	64.1%	61.7%	61.1%	60.5%	59.0%	7.3%	12.4%	68.8%	59.9%	52.9%	52.1%	51.6%	49.8%		
15-19歳	5.0%	7.4%	18.5%	17.7%	15.8%	14.8%	13.9%	12.7%	7.9%	10.4%	14.3%	14.1%	6.2%	5.9%	5.6%	4.9%		
20-24歳	8.9%	14.2%	73.6%	70.4%	67.2%	64.4%	62.6%	60.1%	19.0%	30.5%	62.5%	61.6%	44.1%	43.3%	42.4%	39.8%		
25-29歳	3.3%	5.6%	95.3%	89.6%	71.6%	87.4%	87.0%	85.9%	11.6%	23.7%	88.1%	85.7%	78.3%	77.4%	76.6%	74.1%		
30-39歳	2.2%	3.3%	97.1%	86.6%	64.6%	85.0%	84.7%	83.9%	6.9%	13.7%	92.9%	87.2%	81.9%	81.1%	80.6%	79.1%		
40-49歳	2.2%	2.8%	97.4%	81.5%	65.4%	79.7%	79.4%	78.4%	5.3%	9.2%	93.3%	85.1%	80.8%	80.0%	79.6%	78.4%		
50-59歳	3.0%	3.9%	95.0%	75.5%	55.7%	72.9%	72.6%	71.2%	5.3%	9.1%	91.5%	80.0%	75.2%	74.5%	74.2%	72.6%		
60歳以上	5.0%	6.7%	51.5%	28.7%	15.5%	24.4%	23.6%	21.0%	6.4%	10.0%	42.4%	28.6%	20.4%	19.6%	19.0%	16.9%		
女性	8.9%	15.0%	50.9%	38.8%	35.8%	34.4%	32.3%	27.0%	12.3%	21.5%	48.7%	44.2%	32.2%	31.2%	29.1%	23.9%		
全体	6.3%	9.1%	17.3%	16.9%	14.9%	13.4%	12.2%	11.0%	10.5%	13.1%	16.3%	16.1%	5.3%	4.9%	4.5%	3.6%		
15-19歳	9.9%	17.6%	73.4%	71.5%	68.4%	66.9%	65.5%	62.4%	22.3%	36.1%	66.7%	66.0%	47.0%	46.2%	45.2%	41.4%		
20-24歳	7.0%	12.6%	62.1%	57.5%	55.2%	54.2%	52.7%	47.9%	14.4%	28.1%	75.5%	74.1%	62.2%	61.2%	60.0%	54.4%		
25-29歳	10.8%	18.6%	58.5%	46.8%	43.6%	41.5%	38.4%	30.8%	13.9%	25.8%	67.5%	64.6%	50.2%	49.2%	46.9%	39.7%		
30-39歳	13.4%	24.3%	71.8%	55.0%	50.9%	48.7%	44.5%	33.9%	16.9%	31.8%	72.5%	68.3%	50.4%	49.0%	45.3%	36.0%		
40-49歳	11.3%	18.7%	62.8%	42.8%	38.7%	37.4%	34.9%	28.3%	16.5%	30.5%	69.1%	63.0%	46.8%	45.4%	41.4%	32.5%		
50-59歳	3.9%	5.5%	24.0%	9.8%	8.2%	7.7%	7.0%	5.5%	7.1%	10.6%	22.8%	16.5%	10.0%	9.2%	8.0%	5.8%		

表 2

		1992年									2012年								
		最低賃金	最低賃金労働者		就業率	被雇用	定期就業	週15時間	週22時間	週35時間	最低賃金	最低賃金労働者		就業率	被雇用	定期就業	週15時間	週22時間	週35時間
			min	max				以上	以上	以上		min	max				以上	以上	以上
1	北海道	520	9.1%	13.7%	61.0%	50.1%	46.2%	45.3%	44.1%	41.0%	705	12.7%	20.2%	55.1%	50.1%	42.0%	40.3%	38.8%	35.0%
2	青森	491	8.3%	12.8%	62.7%	44.5%	41.7%	41.3%	40.8%	38.8%	647	11.0%	17.6%	56.0%	45.8%	40.0%	38.8%	37.6%	33.9%
3	岩手	491	7.6%	12.7%	65.5%	46.8%	44.2%	43.6%	43.1%	41.1%	645	10.5%	17.4%	58.1%	49.1%	42.6%	41.4%	40.3%	36.6%
4	宮城	502	6.5%	11.0%	62.6%	50.3%	47.8%	46.9%	45.8%	42.8%	675	10.5%	16.7%	57.8%	51.5%	43.1%	42.3%	40.9%	37.3%
5	秋田	491	7.7%	12.8%	62.3%	46.5%	43.7%	43.2%	42.6%	40.5%	647	9.6%	16.3%	54.9%	46.1%	39.7%	38.8%	37.7%	34.3%
6	山形	491	5.8%	10.6%	65.5%	47.5%	45.5%	45.1%	44.5%	42.6%	647	9.9%	16.6%	58.6%	49.2%	42.9%	42.0%	41.0%	37.7%
7	福島	496	6.3%	11.1%	65.0%	49.4%	46.9%	46.3%	45.5%	43.2%	658	9.4%	16.2%	56.4%	48.9%	42.2%	41.3%	40.2%	37.1%
8	茨城	527	5.5%	9.9%	65.3%	49.9%	47.4%	46.7%	45.6%	42.2%	692	8.4%	15.6%	58.6%	51.7%	42.4%	41.7%	40.4%	37.0%
9	栃木	526	5.6%	10.3%	67.2%	51.5%	49.2%	48.6%	47.5%	44.1%	700	9.2%	16.4%	59.7%	51.8%	43.4%	42.5%	41.2%	37.6%
10	群馬	526	5.6%	10.1%	66.5%	50.1%	47.7%	46.9%	45.9%	42.3%	690	9.1%	16.7%	60.0%	52.3%	43.4%	42.6%	41.2%	37.3%
11	埼玉	553	5.3%	9.5%	64.9%	54.8%	52.4%	51.2%	49.1%	45.1%	759	9.5%	17.7%	59.5%	53.9%	42.6%	41.7%	40.3%	37.0%
12	千葉	553	5.9%	9.7%	65.2%	54.9%	52.0%	50.6%	48.5%	44.6%	748	8.5%	16.5%	59.0%	53.3%	41.9%	41.1%	39.7%	36.5%
13	東京	575	6.5%	9.0%	65.1%	55.3%	52.1%	50.6%	48.4%	44.4%	837	10.5%	17.0%	62.4%	56.4%	45.4%	44.3%	43.2%	40.0%
14	神奈川	572	6.5%	9.3%	64.3%	57.2%	54.2%	52.7%	50.2%	46.4%	836	10.2%	17.2%	59.3%	54.8%	42.2%	41.5%	40.2%	37.4%
15	新潟	523	6.4%	11.0%	65.2%	50.6%	48.1%	47.5%	46.8%	44.1%	683	9.8%	16.4%	58.4%	50.7%	43.7%	42.8%	41.4%	37.4%
16	富山	527	5.7%	9.9%	66.8%	53.2%	51.1%	50.5%	49.6%	46.8%	692	8.7%	16.0%	60.2%	53.5%	45.8%	44.9%	43.4%	39.3%
17	石川	528	6.4%	10.6%	65.7%	51.5%	49.2%	48.5%	47.5%	44.8%	687	9.8%	17.2%	60.7%	54.1%	45.7%	45.0%	43.7%	39.4%
18	福井	524	5.8%	9.9%	68.2%	52.1%	49.9%	49.4%	48.5%	45.8%	684	9.7%	16.2%	61.9%	54.2%	46.7%	45.9%	44.6%	40.3%
19	山梨	528	5.1%	8.8%	66.5%	46.6%	44.1%	43.4%	42.5%	39.9%	690	9.7%	17.3%	60.0%	50.8%	41.8%	41.0%	39.6%	35.9%
20	長野	528	5.9%	10.2%	68.8%	50.8%	48.0%	47.4%	46.6%	43.6%	694	9.9%	17.5%	60.6%	51.4%	43.4%	42.4%	41.0%	37.2%
21	岐阜	547	6.1%	10.3%	67.4%	50.9%	48.5%	47.9%	46.8%	43.2%	707	9.4%	16.6%	59.9%	52.4%	43.2%	42.5%	41.0%	36.7%
22	静岡	548	5.6%	10.1%	68.7%	53.5%	51.3%	50.4%	49.3%	45.2%	728	9.8%	17.9%	60.8%	53.5%	44.3%	43.5%	42.0%	38.2%
23	愛知	557	5.7%	10.2%	67.9%	55.4%	53.0%	51.7%	50.0%	45.5%	750	9.6%	17.8%	61.3%	56.0%	45.4%	44.4%	42.8%	38.7%
24	三重	547	6.4%	10.9%	65.7%	51.2%	48.6%	47.9%	46.7%	42.8%	717	9.8%	16.1%	59.4%	52.5%	42.2%	41.4%	39.8%	35.9%

表 2 (続き)

		1992年									2012年								
		最低賃金	最低賃金労働者		就業率	被雇用	定期就業	週15時間	週22時間	週35時間	最低賃金	最低賃金労働者		就業率	被雇用	定期就業	週15時間	週22時間	週35時間
			min	max				以上	以上	以上		min	max				以上	以上	以上
25	滋賀	528	5.8%	10.2%	64.8%	52.9%	50.4%	49.7%	48.4%	44.9%	709	8.7%	15.4%	60.1%	53.6%	43.2%	42.5%	41.3%	37.6%
26	京都	553	6.3%	9.9%	62.2%	48.3%	45.6%	44.1%	42.4%	38.9%	751	11.3%	19.0%	56.9%	48.9%	37.8%	37.1%	35.8%	32.3%
27	大阪	575	6.3%	9.6%	62.1%	50.9%	48.1%	46.9%	45.3%	41.5%	786	10.1%	17.9%	56.1%	49.9%	39.4%	38.6%	37.1%	33.5%
28	兵庫	553	5.8%	9.8%	60.9%	50.6%	47.9%	46.7%	45.0%	41.1%	739	8.5%	16.2%	54.8%	49.0%	39.2%	38.5%	37.0%	33.7%
29	奈良	527	5.5%	8.8%	59.3%	46.5%	44.1%	43.1%	41.9%	38.8%	693	9.0%	15.0%	53.4%	46.9%	36.6%	36.0%	34.6%	31.5%
30	和歌山	528	6.3%	10.1%	60.8%	42.2%	39.7%	38.8%	37.9%	35.1%	685	9.3%	15.0%	20.1%	44.7%	37.0%	36.3%	35.0%	31.5%
31	鳥取	497	6.2%	11.1%	66.2%	48.9%	46.9%	46.4%	45.6%	43.0%	646	9.1%	15.8%	58.0%	48.9%	41.9%	41.0%	40.0%	36.1%
32	島根	496	7.2%	12.0%	63.9%	47.1%	44.8%	44.1%	43.4%	41.1%	646	8.4%	14.6%	58.5%	20.9%	42.2%	41.3%	40.3%	36.7%
33	岡山	520	5.8%	10.4%	64.2%	50.2%	48.0%	47.2%	46.2%	43.0%	685	9.2%	15.2%	57.2%	49.9%	41.7%	40.9%	39.6%	35.9%
34	広島	525	6.0%	10.2%	63.6%	51.4%	49.1%	48.1%	46.8%	43.2%	710	9.0%	15.7%	57.5%	51.0%	41.6%	40.8%	39.5%	35.5%
35	山口	520	6.9%	11.5%	61.6%	48.6%	46.3%	45.6%	44.4%	40.9%	684	9.6%	15.6%	55.4%	48.7%	40.4%	39.7%	38.4%	34.6%
36	徳島	498	6.6%	10.7%	61.6%	44.0%	41.5%	40.7%	40.1%	37.8%	647	8.5%	13.9%	54.8%	45.1%	38.7%	37.9%	37.0%	33.6%
37	香川	499	5.8%	10.5%	64.1%	49.2%	46.9%	46.2%	45.3%	42.2%	667	9.3%	15.1%	57.6%	50.3%	42.7%	41.9%	40.7%	36.8%
38	愛媛	498	7.2%	12.0%	60.7%	44.4%	42.0%	41.3%	40.5%	37.3%	647	8.9%	15.0%	55.2%	47.4%	40.3%	39.4%	37.9%	34.2%
39	高知	498	7.6%	12.2%	61.8%	43.5%	40.5%	39.8%	39.1%	36.7%	645	10.2%	15.8%	56.6%	46.1%	39.1%	38.1%	36.9%	33.7%
40	福岡	525	6.8%	11.2%	59.0%	47.4%	44.9%	44.2%	43.1%	39.7%	695	10.4%	18.2%	56.3%	49.8%	40.5%	39.7%	38.6%	34.9%
41	佐賀	491	6.8%	11.8%	62.7%	45.0%	42.7%	42.2%	41.5%	39.2%	646	10.7%	17.6%	59.5%	50.7%	42.9%	42.1%	41.0%	37.2%
42	長崎	491	7.3%	12.0%	58.0%	43.9%	41.5%	40.8%	40.1%	37.8%	646	9.6%	16.1%	55.6%	47.1%	39.6%	38.9%	37.7%	33.9%
43	熊本	492	7.4%	12.4%	61.2%	44.5%	42.2%	41.4%	40.7%	38.1%	647	10.6%	17.5%	57.3%	48.8%	40.9%	39.9%	38.9%	34.9%
44	大分	491	6.9%	11.6%	59.2%	44.0%	41.9%	41.3%	40.6%	38.0%	647	9.2%	15.7%	55.8%	48.2%	40.5%	39.6%	38.5%	34.6%
45	宮崎	491	7.7%	12.9%	63.4%	44.7%	42.3%	41.7%	41.2%	38.7%	646	11.4%	18.8%	58.1%	48.8%	41.4%	40.5%	39.3%	34.9%
46	鹿児島	492	7.1%	11.5%	58.8%	42.0%	39.4%	38.9%	38.2%	35.6%	647	10.8%	17.7%	56.0%	47.7%	39.8%	38.9%	37.8%	33.9%
47	沖縄	491	9.3%	14.9%	57.9%	44.8%	41.8%	41.1%	40.5%	37.9%	645	13.3%	21.1%	56.7%	48.2%	39.2%	38.5%	37.6%	33.4%

表 3：都道府県別・貧困状態の分布

		1992年		2012年				1992年		2012年	
		相対的貧困	絶対的貧困	相対的貧困	絶対的貧困			相対的貧困	絶対的貧困	相対的貧困	絶対的貧困
1	北海道	13.3%	6.5%	18.3%	18.4%	25	滋賀	7.1%	3.0%	9.9%	9.9%
2	青森	20.4%	7.9%	21.5%	18.4%	26	京都	11.7%	7.6%	15.7%	20.1%
3	岩手	16.4%	6.0%	17.7%	14.5%	27	大阪	10.9%	7.0%	16.8%	21.1%
4	宮城	10.0%	4.4%	14.0%	15.1%	28	兵庫	8.7%	5.2%	13.5%	17.0%
5	秋田	13.9%	4.0%	17.2%	12.9%	29	奈良	11.0%	4.5%	14.2%	13.6%
6	山形	8.7%	3.0%	13.5%	11.1%	30	和歌山	15.1%	6.0%	19.9%	17.9%
7	福島	11.2%	4.9%	15.7%	13.0%	31	鳥取	12.6%	5.0%	16.1%	13.8%
8	茨城	8.8%	3.3%	12.0%	9.9%	32	島根	12.7%	4.5%	13.5%	11.7%
9	栃木	9.1%	3.7%	12.5%	11.5%	33	岡山	9.9%	4.8%	14.2%	15.1%
10	群馬	10.1%	4.0%	12.6%	11.0%	34	広島	10.0%	4.7%	13.3%	15.0%
11	埼玉	5.8%	3.5%	10.8%	13.6%	35	山口	12.4%	5.4%	15.4%	13.0%
12	千葉	6.7%	3.3%	10.4%	11.9%	36	徳島	20.9%	9.2%	19.7%	15.8%
13	東京	7.0%	4.5%	11.3%	13.9%	37	香川	12.3%	4.1%	14.3%	12.4%
14	神奈川	5.2%	3.4%	9.6%	13.6%	38	愛媛	20.6%	8.9%	19.4%	17.3%
15	新潟	8.3%	2.9%	12.1%	11.4%	39	高知	23.9%	10.1%	23.3%	19.6%
16	富山	5.7%	1.5%	9.5%	7.2%	40	福岡	16.8%	7.4%	18.5%	17.4%
17	石川	8.3%	2.8%	11.8%	10.6%	41	佐賀	15.8%	6.8%	14.6%	10.9%
18	福井	6.4%	3.1%	9.2%	7.0%	42	長崎	21.8%	10.8%	19.9%	17.3%
19	山梨	10.1%	3.7%	14.9%	12.6%	43	熊本	19.1%	8.2%	18.3%	15.9%
20	長野	7.7%	3.3%	11.7%	10.7%	44	大分	20.9%	10.7%	18.6%	15.7%
21	岐阜	7.6%	2.8%	10.9%	9.7%	45	宮崎	22.8%	10.2%	22.5%	18.4%
22	静岡	6.5%	2.9%	10.6%	10.6%	46	鹿児島	28.5%	12.8%	25.1%	20.4%
23	愛知	6.4%	3.3%	10.8%	11.4%	47	沖縄	39.3%	23.6%	35.9%	35.6%
24	三重	8.8%	3.8%	12.6%	11.3%						

表 4：就業形態の変化（全体）

Panel A：就業者の割合（全体）														
	Age : 15-19		Age : 20-24		Age : 25-29		Age : 30-39		Age : 40-49		Age : 50-59		Age : over 60	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Fraction Affected	-0.985***	-0.585**	-0.072	0.004	-0.408	-0.112	-0.107	-0.145			0.032	-0.078	-0.324	-0.193
	[0.363]	[0.236]	[0.647]	[0.311]	[0.360]	[0.156]	[0.291]	[0.160]			[0.275]	[0.156]	[0.304]	[0.140]
N	188	188	188	188	188	188	188	188			188	188	188	188
adj. R-sq	0.043	0.055	0.366	0.366	0.139	0.134	0.621	0.623			0.569	0.570	0.749	0.750
Panel B：被雇用者の割合（全体）														
	Age : 15-19		Age : 20-24		Age : 25-29		Age : 30-39		Age : 40-49		Age : 50-59		Age : over 60	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Fraction Affected	-0.989***	-0.616***	-0.247	-0.084	-0.294	-0.167	-0.140	-0.211			-0.247	-0.344**	-0.419*	-0.508***
	[0.346]	[0.221]	[0.695]	[0.309]	[0.352]	[0.152]	[0.386]	[0.219]			[0.329]	[0.169]	[0.232]	[0.109]
N	188	188	188	188	188	188	188	188			188	188	188	188
adj. R-sq	0.053	0.070	0.356	0.356	0.164	0.165	0.341	0.346			0.475	0.485	0.703	0.730
Panel C：自営業・内職労働者の割合（全体）														
	Age : 15-19		Age : 20-24		Age : 25-29		Age : 30-39		Age : 40-49		Age : 50-59		Age : over 60	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Fraction Affected	0.003	0.031	0.175	0.088	-0.114	0.054	0.033	0.066			0.279	0.265**	0.095	0.315***
	[0.083]	[0.050]	[0.201]	[0.080]	[0.186]	[0.110]	[0.280]	[0.139]			[0.243]	[0.117]	[0.212]	[0.094]
N	188	188	188	188	188	188	188	188			188	188	188	188
adj. R-sq	0.097	0.102	0.072	0.073	0.058	0.057	0.371	0.372			0.060	0.073	0.215	0.252

表 5：就業形態の変化（男性）

Panel A：就業者の割合（男性）														
	Age : 15-19		Age : 20-24		Age : 25-29		Age : 30-39		Age : 40-49		Age : 50-59		Age : over 60	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Fraction Affected	-1.429**	-0.873**	-0.061	-0.217	-0.430	-0.008	-0.263	-0.190	Control Group		-0.357	-0.274**	-0.244	-0.345
	[0.571]	[0.378]	[0.819]	[0.413]	[0.367]	[0.185]	[0.257]	[0.135]			[0.262]	[0.133]	[0.450]	[0.223]
N	188	188	188	188	188	188	188	188			188	188	188	188
adj. R-sq	0.040	0.057	0.263	0.264	0.242	0.238	0.452	0.455			0.549	0.555	0.695	0.700
Panel B：被雇用者の割合（男性）														
	Age : 15-19		Age : 20-24		Age : 25-29		Age : 30-39		Age : 40-49		Age : 50-59		Age : over 60	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Fraction Affected	-1.439***	-0.896**	-0.186	-0.421	-0.319	-0.072	-0.328	-0.272	Control Group		-0.587	-0.324	-0.285	-0.760***
	[0.532]	[0.367]	[0.851]	[0.408]	[0.461]	[0.253]	[0.454]	[0.233]			[0.401]	[0.211]	[0.407]	[0.196]
N	188	188	188	188	188	188	188	188			188	188	188	188
adj. R-sq	0.042	0.063	0.266	0.271	0.167	0.166	0.335	0.340			0.526	0.526	0.600	0.640
Panel C：自営業・内職労働者の割合（男性）														
	Age : 15-19		Age : 20-24		Age : 25-29		Age : 30-39		Age : 40-49		Age : 50-59		Age : over 60	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Fraction Affected	0.011	0.023	0.124	0.204	-0.110	0.064	0.065	0.082	Control Group		0.230	0.050	0.042	0.415**
	[0.102]	[0.052]	[0.281]	[0.132]	[0.325]	[0.156]	[0.328]	[0.166]			[0.317]	[0.157]	[0.330]	[0.155]
N	188	188	188	188	188	188	188	188			188	188	188	188
adj. R-sq	0.086	0.087	0.025	0.043	0.015	0.015	0.286	0.287			0.310	0.308	0.174	0.211

表 5 (続き) : 就業形態の変化 (女性)

Panel A : 就業者の割合 (女性)														
	Age : 15-19		Age : 20-24		Age : 25-29		Age : 30-39		Age : 40-49		Age : 50-59		Age : over 60	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Min :														
Fraction Affected	-0.530	-0.302	-0.109	0.284	-0.544	-0.210	0.097	-0.086	-0.281	-0.215	0.080	-0.075	-0.342	-0.071
	[0.492]	[0.252]	[0.934]	[0.368]	[0.623]	[0.303]	[0.471]	[0.253]	[0.433]	[0.219]	[0.418]	[0.246]	[0.261]	[0.112]
N	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188
adj. R-sq	0.070	0.072	0.243	0.245	0.082	0.080	0.543	0.543	0.325	0.328	0.425	0.425	0.690	0.687
Panel B : 被雇用者の割合 (女性)														
	Age : 15-19		Age : 20-24		Age : 25-29		Age : 30-39		Age : 40-49		Age : 50-59		Age : over 60	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Min :														
Fraction Affected	-0.526	-0.342	-0.375	0.299	-0.442	-0.272	0.060	-0.153	-0.132	-0.275	-0.200	-0.507**	-0.516**	-0.333***
	[0.502]	[0.245]	[0.942]	[0.361]	[0.590]	[0.278]	[0.496]	[0.276]	[0.508]	[0.241]	[0.419]	[0.215]	[0.210]	[0.093]
N	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188
adj. R-sq	0.082	0.085	0.235	0.237	0.119	0.120	0.328	0.329	0.244	0.250	0.326	0.343	0.664	0.671
Panel C : 自営業・内職労働者の割合 (女性)														
	Age : 15-19		Age : 20-24		Age : 25-29		Age : 30-39		Age : 40-49		Age : 50-59		Age : over 60	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Min :														
Fraction Affected	-0.004	0.040	0.266	-0.015	-0.102	0.062	0.037	0.067	-0.150	0.060	0.280	0.433***	0.174	0.262***
	[0.118]	[0.074]	[0.208]	[0.079]	[0.216]	[0.117]	[0.315]	[0.154]	[0.285]	[0.153]	[0.317]	[0.141]	[0.182]	[0.087]
N	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188
adj. R-sq	0.011	0.016	0.060	0.043	0.111	0.112	0.359	0.360	0.289	0.289	0.097	0.122	0.192	0.215

表 6：労働時間の変化（全体）

Panel A：被雇用・定期的に就業している人の割合（全体）														
	Age : 15-19		Age : 20-24		Age : 25-29		Age : 30-39		Age : 40-49		Age : 50-59		Age : over 60	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Fraction Affected	-1.669***	-1.058***	-1.700**	-0.931**	-0.652	-0.496***	-0.344	-0.438*	Control		-0.940**	-0.849***	-0.947***	-0.840***
	[0.399]	[0.271]	[0.839]	[0.397]	[0.406]	[0.176]	[0.428]	[0.220]	Group		[0.389]	[0.226]	[0.278]	[0.156]
N	188	188	188	188	188	188	188	188			188	188	188	188
adj. R-sq	0.538	0.562	0.715	0.718	0.739	0.743	0.801	0.807			0.644	0.666	0.535	0.596
Panel B：被雇用・週15時間以上就業している人の割合（全体）														
	Age : 15-19		Age : 20-24		Age : 25-29		Age : 30-39		Age : 40-49		Age : 50-59		Age : over 60	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Min : Fraction Affected	-1.060***	-0.769***	-1.652*	-0.650	-0.730*	-0.457**	-0.184	-0.334	Control		-0.772**	-0.729***	-0.897***	-0.767***
	[0.318]	[0.235]	[0.833]	[0.390]	[0.410]	[0.192]	[0.413]	[0.220]	Group		[0.378]	[0.199]	[0.242]	[0.133]
N	188	188	188	188	188	188	188	188			188	188	188	188
adj. R-sq	0.375	0.407	0.642	0.637	0.702	0.705	0.768	0.773			0.610	0.629	0.545	0.605
Panel C：被雇用・週22時間以上就業している人の割合（全体）														
	Age : 15-19		Age : 20-24		Age : 25-29		Age : 30-39		Age : 40-49		Age : 50-59		Age : over 60	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Min : Fraction Affected	-0.807***	-0.540***	-1.115	-0.628	-0.603	-0.450**	-0.657*	-0.341	Control		-0.610	-0.782***	-0.869***	-0.895***
	[0.257]	[0.172]	[0.904]	[0.401]	[0.417]	[0.177]	[0.385]	[0.257]	Group		[0.405]	[0.185]	[0.261]	[0.115]
N	188	188	188	188	188	188	188	188			188	188	188	188
adj. R-sq	0.449	0.464	0.488	0.490	0.746	0.749	0.832	0.832			0.469	0.503	0.576	0.669
Panel D：被雇用・週35時間以上就業している人の割合（全体）														
	Age : 15-19		Age : 20-24		Age : 25-29		Age : 30-39		Age : 40-49		Age : 50-59		Age : over 60	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Min : Fraction Affected	-0.905***	-0.399***	-1.612	0.221	-1.244*	0.019	0.267	1.303***	Control		-1.689***	-0.747**	-0.830**	-1.032***
	[0.252]	[0.145]	[0.996]	[0.530]	[0.688]	[0.386]	[0.812]	[0.444]	Group		[0.557]	[0.295]	[0.370]	[0.126]
N	188	188	188	188	188	188	188	188			188	188	188	188
adj. R-sq	0.869	0.868	0.971	0.970	0.986	0.986	0.981	0.983			0.986	0.986	0.921	0.943

表 7：労働時間の変化（男性）

Panel A：被雇用・定期的に就業している人の割合（男性）														
	Age : 15-19		Age : 20-24		Age : 25-29		Age : 30-39		Age : 40-49		Age : 50-59		Age : over 60	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Fraction Affected	-1.711***	-1.167***	-1.670	-1.264**	-0.727	-0.418	-0.319	-0.306	Control Group		-0.923**	-0.502**	-0.935**	-1.062***
	[0.543]	[0.360]	[1.056]	[0.499]	[0.547]	[0.270]	[0.506]	[0.263]			[0.411]	[0.195]	[0.410]	[0.217]
N	188	188	188	188	188	188	188	188			188	188	188	188
adj. R-sq	0.351	0.383	0.576	0.588	0.404	0.406	0.597	0.600			0.547	0.549	0.524	0.583

Panel B：被雇用・週15時間以上就業している人の割合（男性）														
	Age : 15-19		Age : 20-24		Age : 25-29		Age : 30-39		Age : 40-49		Age : 50-59		Age : over 60	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Fraction Affected	-1.280**	-0.892**	-1.389	-0.937*	-0.893*	-0.436	-0.326	-0.357	Control Group		-0.886**	-0.496**	-0.884**	-1.018***
	[0.505]	[0.338]	[0.986]	[0.486]	[0.529]	[0.283]	[0.486]	[0.261]			[0.414]	[0.197]	[0.385]	[0.202]
N	188	188	188	188	188	188	188	188			188	188	188	188
adj. R-sq	0.189	0.215	0.488	0.494	0.376	0.375	0.615	0.620			0.556	0.558	0.533	0.593

Panel C：被雇用・週22時間以上就業している人の割合（男性）														
	Age : 15-19		Age : 20-24		Age : 25-29		Age : 30-39		Age : 40-49		Age : 50-59		Age : over 60	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Fraction Affected	-1.161***	-0.735***	-0.277	-0.811	-0.768	-0.450	-0.210	-0.356	Control Group		-0.748	-0.487**	-0.847**	-1.164***
	[0.390]	[0.271]	[1.055]	[0.543]	[0.567]	[0.294]	[0.498]	[0.268]			[0.450]	[0.197]	[0.405]	[0.181]
N	188	188	188	188	188	188	188	188			188	188	188	188
adj. R-sq	0.172	0.188	0.260	0.273	0.357	0.359	0.538	0.545			0.335	0.341	0.467	0.566

Panel D：被雇用・週35時間以上就業している人の割合（男性）														
	Age : 15-19		Age : 20-24		Age : 25-29		Age : 30-39		Age : 40-49		Age : 50-59		Age : over 60	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Fraction Affected	-1.510***	-0.652***	-0.750	0.307	-2.074**	-0.207	-0.821	0.441	Control Group		-1.921**	-1.468***	-1.002	-1.706***
	[0.342]	[0.212]	[1.470]	[0.697]	[0.886]	[0.441]	[0.817]	[0.430]			[0.862]	[0.368]	[0.660]	[0.212]
N	188	188	188	188	188	188	188	188			188	188	188	188
adj. R-sq	0.741	0.736	0.925	0.925	0.981	0.980	0.989	0.989			0.986	0.987	0.919	0.942

表 7 (続き) : 労働時間の変化 (女性)

Panel A : 被雇用・定期的に就業している人の割合 (女性)														
	Age : 15-19		Age : 20-24		Age : 25-29		Age : 30-39		Age : 40-49		Age : 50-59		Age : over 60	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Min :														
Fraction Affected	-1.632***	-0.955***	-1.786*	-0.572	-0.780	-0.601**	-0.426	-0.606**	-0.630	-0.873**	-1.268**	-1.355***	-0.963***	-0.688***
	[0.454]	[0.255]	[0.982]	[0.444]	[0.590]	[0.289]	[0.530]	[0.276]	[0.710]	[0.384]	[0.587]	[0.320]	[0.271]	[0.135]
N	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188
adj. R-sq	0.541	0.551	0.634	0.628	0.675	0.679	0.789	0.795	0.833	0.841	0.684	0.714	0.460	0.507
Panel B : 被雇用・週15時間以上就業している人の割合 (女性)														
	Age : 15-19		Age : 20-24		Age : 25-29		Age : 30-39		Age : 40-49		Age : 50-59		Age : over 60	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Min :														
Fraction Affected	-0.833**	-0.647***	-1.924*	-0.311	-0.761	-0.499	-0.085	-0.335	-0.315	-0.621*	-0.972*	-1.127***	-0.903***	-0.587***
	[0.350]	[0.205]	[1.035]	[0.449]	[0.600]	[0.303]	[0.493]	[0.276]	[0.642]	[0.335]	[0.515]	[0.269]	[0.225]	[0.110]
N	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188
adj. R-sq	0.386	0.405	0.538	0.525	0.627	0.629	0.744	0.747	0.808	0.814	0.620	0.649	0.450	0.486
Panel C : 被雇用・週22時間以上就業している人の割合 (女性)														
	Age : 15-19		Age : 20-24		Age : 25-29		Age : 30-39		Age : 40-49		Age : 50-59		Age : over 60	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Min :														
Fraction Affected	-0.438	-0.340*	-1.929*	-0.402	-0.659	-0.511*	-1.165**	-0.426	-1.206**	-0.992***	-0.967*	-1.357***	-0.871***	-0.690***
	[0.394]	[0.185]	[1.115]	[0.448]	[0.597]	[0.292]	[0.494]	[0.378]	[0.482]	[0.345]	[0.493]	[0.261]	[0.200]	[0.093]
N	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188
adj. R-sq	0.447	0.452	0.485	0.471	0.715	0.716	0.892	0.890	0.912	0.916	0.735	0.765	0.618	0.678
Panel D : 被雇用・週35時間以上就業している人の割合 (女性)														
	Age : 15-19		Age : 20-24		Age : 25-29		Age : 30-39		Age : 40-49		Age : 50-59		Age : over 60	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Min :														
Fraction Affected	-0.276	-0.140	-2.466**	0.094	-0.615	0.251	1.252	2.260***	-0.074	1.917***	-1.403**	0.032	-0.691***	-0.470***
	[0.334]	[0.179]	[1.028]	[0.548]	[0.696]	[0.455]	[1.110]	[0.594]	[1.086]	[0.664]	[0.584]	[0.332]	[0.175]	[0.079]
N	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188
adj. R-sq	0.846	0.846	0.974	0.973	0.975	0.975	0.947	0.954	0.947	0.951	0.960	0.959	0.891	0.900

表 8 : 貧困率への影響

Panel A : 全体												
	相対的貧困						絶対的貧困					
	貧困線 50%以下		貧困線以下		貧困線の150%以下		貧困線 50%以下		貧困線以下		貧困線の150%以下	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Fraction Affected	0.122	0.029	0.412	0.165	-0.181	0.119	0.219*	0.095*	0.910***	0.353***	1.607***	0.682***
	[0.179]	[0.072]	[0.330]	[0.146]	[0.507]	[0.218]	[0.115]	[0.052]	[0.246]	[0.105]	[0.522]	[0.228]
N	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188
adj. R-sq	0.736	0.735	0.475	0.473	0.163	0.164	0.632	0.63	0.625	0.614	0.64	0.633
Panel B : 15歳未満												
	相対的貧困						絶対的貧困					
	貧困線 50%以下		貧困線以下		貧困線の150%以下		貧困線 50%以下		貧困線以下		貧困線の150%以下	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Fraction Affected	0.189	0.180**	0.303	0.496**	-0.180	0.397	0.320	0.155*	0.929*	0.493**	1.636*	0.720*
	[0.220]	[0.084]	[0.607]	[0.241]	[0.737]	[0.352]	[0.208]	[0.085]	[0.518]	[0.203]	[0.922]	[0.409]
N	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188
adj. R-sq	0.396	0.405	0.287	0.300	0.353	0.357	0.403	0.402	0.603	0.604	0.601	0.598
Panel C : 60歳以上												
	相対的貧困						絶対的貧困					
	貧困線 50%以下		貧困線以下		貧困線の150%以下		貧困線 50%以下		貧困線以下		貧困線の150%以下	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max
Fraction Affected	0.130	-0.157	0.946**	0.111	0.446	0.330	0.223	0.112	1.383***	0.434**	2.267***	1.061***
	[0.486]	[0.157]	[0.424]	[0.196]	[0.568]	[0.259]	[0.280]	[0.098]	[0.423]	[0.185]	[0.597]	[0.282]
N	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188
adj. R-sq	0.697	0.699	0.827	0.822	0.706	0.707	0.564	0.564	0.617	0.601	0.556	0.552

図 1 : 就業形態の分類

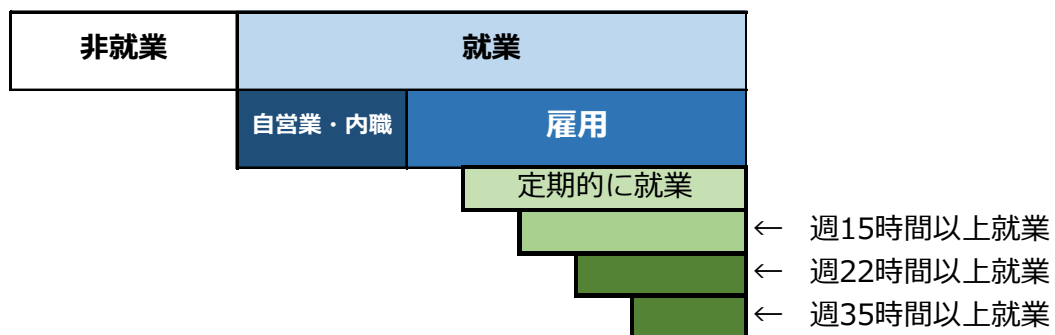


図 2 : 相対的貧困線の定義

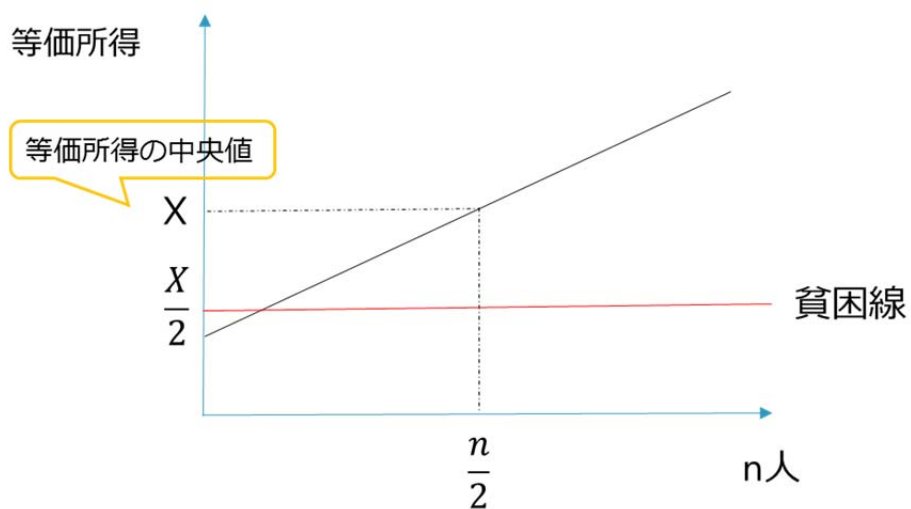


図 3：貧困状態の分布

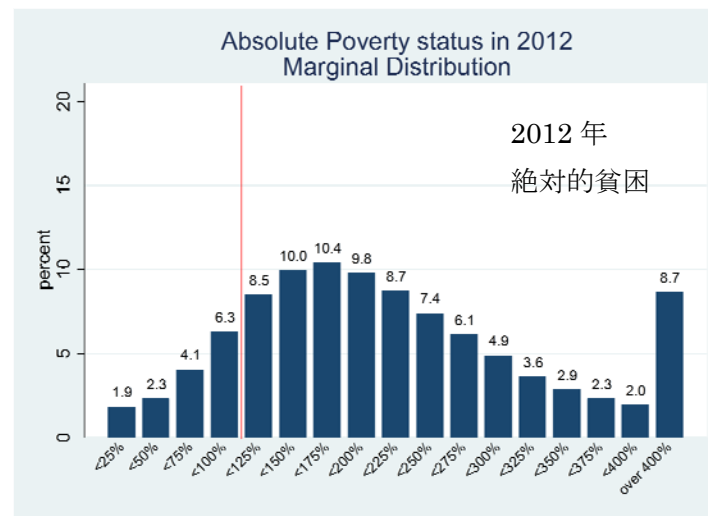
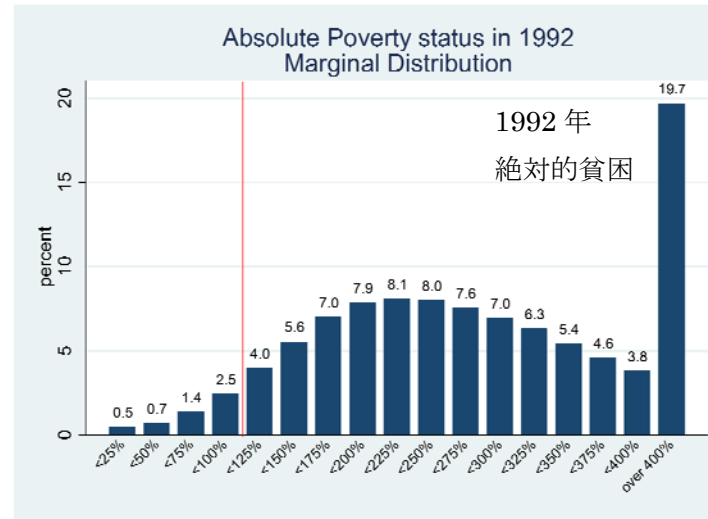
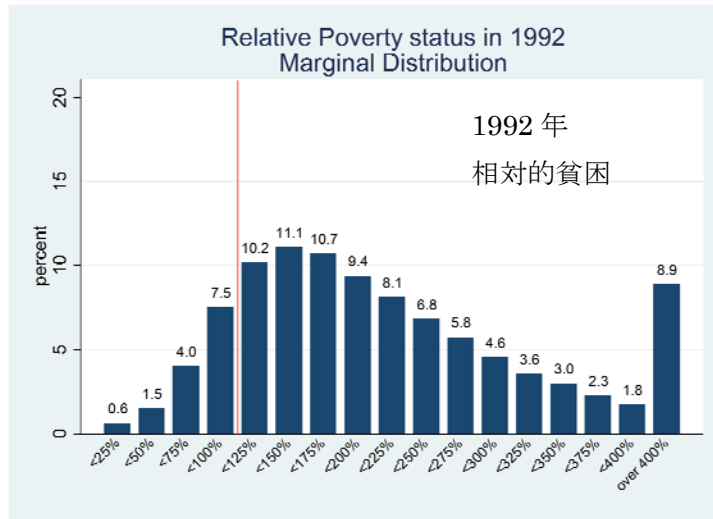


図 4：貧困状態の分布（サンプルを最低賃金労働者に限定した場合）

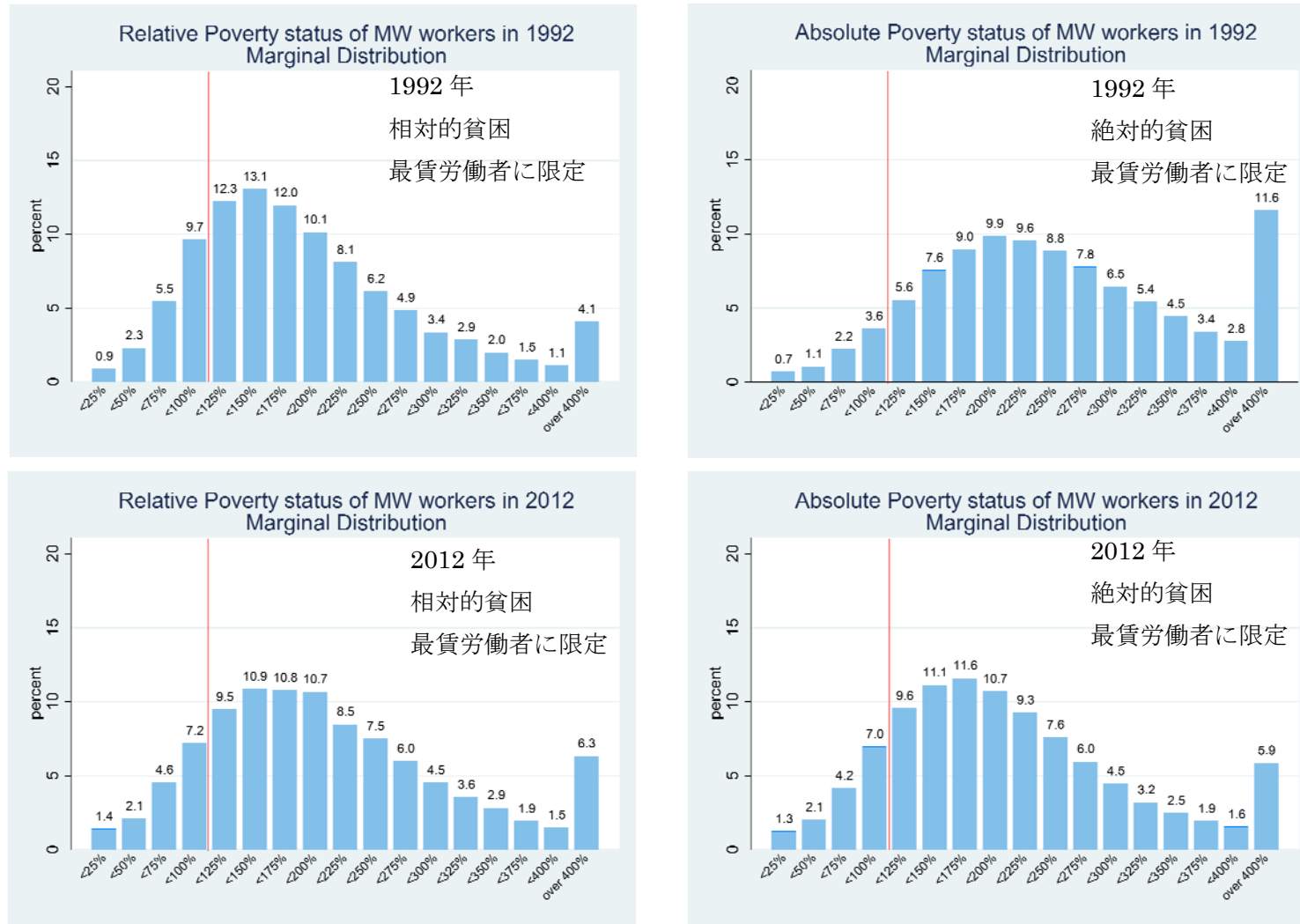


図 5： 貧困率への影響（分布への効果）

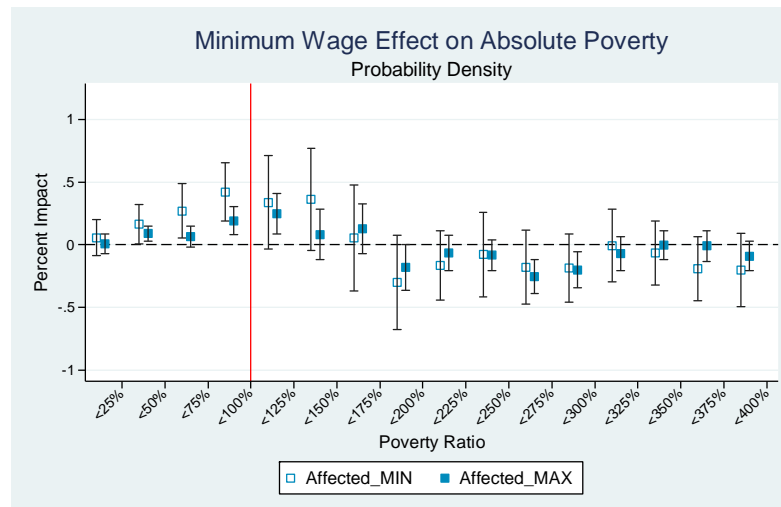
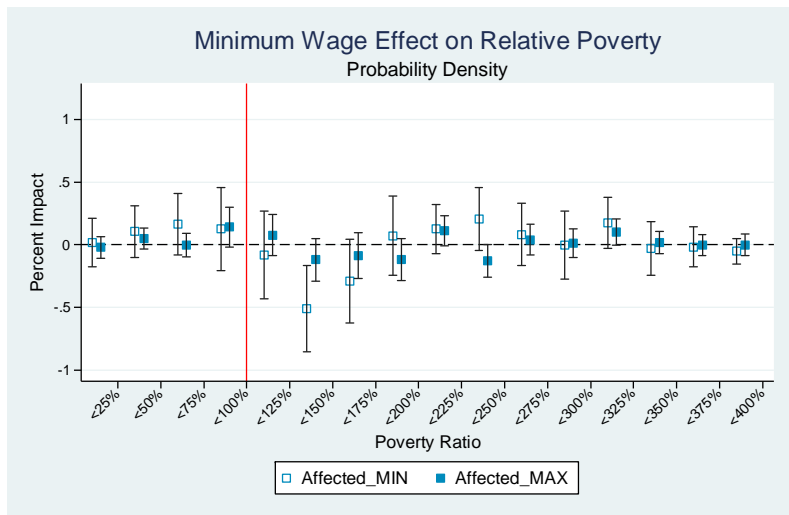


図 6：貧困率への分布（分布への影響）

